

## 後見人等の不祥事案件に関するアンケート調査結果のまとめ

アンケート実施期間：2011年6月6日～2011年7月31日

アンケート実施対象：後見業務に携わった経験のある会員，各弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する委員会等に所属している会員

### 1 はじめに

2011年2月，最高裁判所（以下「最高裁」という。）から，増加の一途をたどる親族後見人等の不祥事案件に関する対応策として，同年4月から，「後見制度支援信託」を導入することが発表された。しかし，当連合会を含む専門職団体から，十分な協議もないままの拙速な導入は避けるべきとの意見が提出されたため，2011年4月からの「後見制度支援信託」の導入は一旦見送られ，最高裁と，当連合会を含む専門職団体との間で協議が行われることとなった。

本アンケートは，当連合会において，最高裁と「後見制度支援信託」の導入の可否等について協議を行うにあたり，前提となる親族後見人等の不祥事案件の件数や実態に関する情報が不足していたため，当連合会及び各弁護士会として独自に情報を集めるべく，後見業務に携わった経験のある会員及び各弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する委員会等に所属している会員を対象に実施したものである。

アンケートに対しては，短期間にもかかわらず多数の回答が寄せられ，親族後見人等の不祥事が深刻な問題となっていることがうかがわれるとともに，親族後見人等の不祥事の実情が具体的に明らかとなった。

そこで，今後，親族後見人等の不祥事の防止策を検討する上での一助とすべく，アンケートの回答を整理・分析した結果を公表するとともに，その結果を踏まえて，親族後見人等の不祥事の防止の在り方について取りま

とめたものである。

## 2 アンケートの内容と回答結果

アンケートを実施して以降，約2か月弱（2011年6月6日～2011年7月31日）の間に167通の回答が寄せられた。

別紙1は，アンケートの設問のうち選択肢式の設問と回答結果をまとめたものである。

別紙2は，不祥事の原因について，自由記載方式で尋ねた設問に対する回答を整理してまとめたものである。

アンケートの設問としては，このほか，不祥事の具体的内容（使い込まれた財産の内容や用途等），不祥事発覚の経緯等についても自由記載方式で尋ねた。

## 3 回答結果から見えてくること

### (1) 複数後見や後見監督人の有無

複数後見の事案や後見監督人が選任されている事案は非常に少ない（質問事項2 - ，2 - ）。

この質問は，後見等開始時における選任の有無を問う趣旨であったが，複数後見や後見監督人の選任が「有」とされた回答の中には，不祥事の疑いが生じてから事後的に複数後見となったものや，後見監督人が選任された場合をもって「有」と回答していると思われるものも含まれている。後見等開始時から複数後見であったり，後見監督人が選任されていながら不祥事が行われた事案というのは，あるとしても例外的と思われる。

### (2) 選任後の財産増加

後見等開始後に財産が増加している事案が46%と半分近くある（質

問事項 3 - )。

財産増加の原因は、損害賠償金(42%)と相続(12%)とで半分強を占めている(質問事項 3 - )。

また、後見等開始時に財産増加の原因事由が発生していた事案が64%存する(質問事項 3 - )。

### (3) 不祥事の開始時期

後見人等就任から1年以内との回答が50%、就任から1~2年との回答が20%となっている(質問事項 4 - )。

後見人等選任後の初期段階での監督の重要性が示されている。

### (4) 裁判所への報告頻度

毎年という回答が42%、2~3年に1回という回答が15%、直近3年以上報告なしとするものが11%、その他(不明、無記入含む)が32%となっている(質問事項 4 - )。

毎年と回答した42%の中には、後見人等就任から1年以内に不祥事が始まり、就任後最初の1年目の監督で発覚したというケースが一定程度含まれるほか、他の回答欄の記載から、本来提出すべき報告書が提出されず、不祥事発覚に至ったと見られるケースも含まれる。

### (5) 被害額

被害額は、1000万円~5000万円未満が41%と最も多い。5000万~1億円未満の7%、1億円以上の2%を合わせると、被害額が1000万円を超える事案が半分にのぼる(質問事項 4 - )。

### (6) 使い込まれた財産の内容

使い込まれた財産の内容について見ると、預貯金が最も多いが、取得した交通事故の損害賠償金や保険金の使い込みも相当数ある。また、不動産を処分して使い込んだという例も少なくない。

### (7) 使い込まれた財産の用途

使い込まれた財産の使途としては、浪費、後見人の生活費、後見人や親族の借金返済、後見人の事業資金などが多い。

#### (8) 不祥事発覚の経緯

第三者からの情報提供により発覚したものとしては、親族から裁判所への問合せや情報提供によるものが10件程度あるほか、入所先施設からの裁判所への連絡によるもの、地域包括支援センターからの報告によるものなどもあるが、多くは、後見人の報告内容から発覚したり、後見人の報告が遅れたために裁判所が調査をして発覚したとされており、裁判所が一般的に行っている後見事務照会や監督立件の中で不祥事が発覚した場合が大半ではないかと思われる。

#### (9) 不祥事の原因

ア 不祥事の原因として挙げられている事情は、大きく分けると、後見人側の事情と裁判所側の事情とに分けられる。

後見人側の事情を分類すると、本人の財産と後見人や親族の財産との区別意識がない、経済的困窮・借金（事業資金への流用を含む。）、大金を手にして誘惑が生じた、後見人の世話をしているので使ってもよいという意識があった、後見人の制度・職務・責任についての理解不足、後見人としての能力や適性がない、といった事情に分類され、このうち、  
、  
、  
、  
が割合として多い（具体的内容は別紙2を参照されたい。）。

後見人に本人の財産と後見人や親族の財産との区別意識がないものや、後見人の職務や責任についての理解がないという事案の中には、裁判所や後見監督人による説明や指導の充実を図ることによって、不正を防止したり改めさせたりできる場合もあると考えられる。

他方、説明や指導をしても財産の区別ができず、あるいは後見人の職務や責任について理解できない親族もいると考えられるが、そのよ

うな親族は、後見人としての適性を欠くものであって、後見人の職務を行わせるべきでない。

イ 裁判所側の事情としては、選任時の調査不足、選任時に問題がわかっていながら選任した、選任時の説明、指導不足、監督の長期放置、不十分な監督、対応の遅れ、問題ある報告に対応しなかった、といった事情に分類される（具体的内容は別紙を参照されたい。）。）。

中でも、問題を長期にわたって放置していたものや不正の兆候が現れてからの対応の遅れを指摘する回答が多い。また、選任時に問題があることがわかっていながら選任しているという事案も少なくない。

ウ 不祥事防止の在り方を考える上で重要な課題を示すものとして、申立て時に明らかにされていなかった財産が着服されている事案が複数見られる。

その中には、自らを後見人候補者として申立てをした親族が、把握している財産を故意に申告しなかったケースもあるが、後見申立て時に、申立人が本人の財産を全て把握しておらず、申立て時には把握されていなかった財産が後見開始後に明らかになるということは、後見制度の実務上、何も特別なことではない。その場合、後見人が自ら進んで申告しなければ、後見人がその財産を着服したとしても、裁判所がそれを発見するのは容易でない。

この問題は、後見制度支援信託の導入によっても解決することはできない。むしろ、後見制度支援信託の導入によって家庭裁判所の監督機能が弱められるようなことになったとすれば、このような、申立て時の財産目録に挙げられていない財産の着服は、後見人のなすがままということになりかねない。

現行法の下では、この問題は、後記4(3)で述べるような複数後見の

活用などでしか解決することができないであろう。

#### 4 後見人不祥事の防止のために

##### (1) 選任時におけるリスク要因の把握

ア アンケート結果によれば，選任時の調査不足が指摘されたり，後見人等の選任時に問題があるとわかっていながら候補者の親族がそのまま選任されている事案が少なくないことが表れている。

後見人等の選任においては，不祥事のリスク要因を的確に把握するよう努めるとともに，把握されたりリスク要因を踏まえ，候補者とされている親族ではなく，専門職を後見人として選任したり，候補者とされている親族を選任するとしても，後見監督人を選任するなどすべきである。

イ アンケートの結果から，親族候補者に関する具体的なリスク要因として，以下のようなことが挙げられる。

- ・ 本人の財産を過去に不正に使い込んだことがある。
- ・ 本人の財産に依存して生活をしている。
- ・ 経済的な生活基盤が不安定，不透明である。
- ・ 過去に債務整理をしたことがある。
- ・ 現在，債務を抱えている。
- ・ 現在，事業をしている。
- ・ 遠方で生活している。
- ・ 選任後の後見人等の職務状況に第三者の目が入る状況がない。  
(福祉サービスの利用がされておらず，他に行き来がある親族もない等)
- ・ 申立て時の書類や資料の提出状況等から事務処理能力に疑問が持たれる。

ウ また、後見開始後に損害賠償金の受領や相続などで本人の財産の増加が見込まれる場合や、後見開始時に本人の財産状況について明らかでない部分がある場合なども、後見人等の選任やその後の監督に留意が必要である。

## (2) 選任後の監督の在り方

ア アンケートの結果を分析すると、選任後の監督の在り方については、特に選任後の初期の段階における監督が重要と考えられる。

選任された親族後見人が、本人の財産の区別意識を有しているかどうか、後見人の職務や責任を理解しているか、後見人としての能力や適性を有しているかどうかについて、実際に後見人の職務を行い始めた初期の段階で改めて確認すべきである。

後見人は、選任後速やかに職務を開始し、1か月内に財産目録と収支予定表を提出することになっているため、それらの提出状況や提出された書類等の内容からもある程度のことは見えてくると思われるが、本人の財産の区別意識を有しているかどうかは、本人の財産を実際にどのように管理し、使っているかがわからなければ見えてこないもので、後見開始後2、3か月の段階で、それまでの実際の収支状況等を報告させ、その報告の状況や内容を踏まえて、後見人としての適格性を改めて確認する必要がある。

イ アンケートでは、不正の兆候が現れてからの裁判所の対応の遅れを指摘する回答も多く見られた。

後見人が、指示された期限に報告書を提出しない場合や、不自然な支出が見受けられるような場合は、漫然と放置せず、迅速な処置をとる必要がある。

ウ アンケート結果からすると、親族後見人による不祥事は、裁判所が一般的に行っている後見事務照会や監督立件の中で発覚する場合が大

半ではないかと思われる。そのことからしても，裁判所による定期的な監督の重要性は明らかである。

そのためには，裁判所の人的態勢を抜本的に強化することが必要であり，また，それとともに，後見監督人制度も活用が図られるべきである。

### (3) 後見人の行為を事前にチェックする方策

現行法の下でも，後見人による不祥事の防止のため，後見人の行為を事前にチェックする方策として，以下のような方策が可能であり，活用されるべきである。

#### ア 複数後見の活用

複数後見における権限の共同行使の定め（民法第859条の2）を活用することにより，例えば，日常生活に使われる口座の取引については親族後見人に単独で権限を付与し，それ以外の取引については共同行使の定めを行うということが考えられる。

#### イ 後見監督人による同意の制度の活用

後見監督人が選任されている場合，後見人は，民法第13条第1項の行為（元本の領収を除く。）を行うには後見監督人の同意を要するものとされており（民法第864条），後見監督人の同意なく行われた行為は取り消すことができるものとされている（民法第865条第1項）。

裁判所が後見人を選任した際，後見人に指示をして，本人の預貯金のうち日常生活に必要な範囲を超える預貯金は定期預金として預けさせておけば，上記の後見監督人の同意の規定により，少なくとも定期預金の解約については「重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」（民法第13条第1項第3号）として後見監督人の同意を要する行為に当たると解して，あらかじめ金融機関にその旨届出をさせて



おくなどして後見人の不正行為に対する事前防止策として活用することができるとができる。

また、後見人が、交通事故の損害賠償請求を行う場合も、示談（和解）や訴訟行為は後見監督人の同意事項である（民法第13条第1項4号及び同項第5号）。遺産分割も同様である（同条第1項第6号）。

これらの点について、金融機関や保険会社等に周知徹底を図ることも必要である。

#### ウ 金融機関等との協議の下、後見人による権限濫用防止のための運用を行うこと

後見監督人を選任していない事案においても、代理人による権限濫用法理を踏まえ、金融機関等との協議の下、後見人による権限濫用防止のための運用を行うことが考えられる。

具体的には、例えば、裁判所は、後見人が一定の範囲の行為を行うについては裁判所の承諾（指示）を得るようあらかじめ指示する内容の指示書を出し、後見人は金融機関に対する届出において、届出とともに裁判所の当該指示書を提出するものとし、金融機関は、個々の取引において、裁判所の承諾が必要とされている行為を後見人が行おうとしている場合は、裁判所が承諾していることを裁判所の書面で確認する、ということが考えられる。

代理人の権限濫用法理は、法定代理人についても当てはまるものであり（最判平成4年12月10日）、後見人が、一定の範囲の行為について裁判所の承諾を得るよう指示されているにもかかわらず、その承諾を得ずに当該行為を行おうとしているとすれば、それは権限濫用行為とみなすべきであり、少なくともそのおそれがあるともみることができるとができる。金融機関は、当初の届出により、後見人が当該行為を行うには裁判所の承諾が必要とされていることを知ることができ、それに

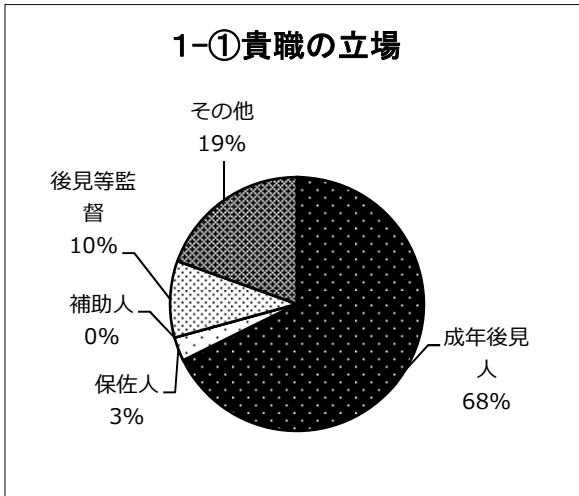
よって当該行為に応じなかったとしても，金融機関の対応は法的に正当化される（債務不履行責任を問われることはない。）。

以 上

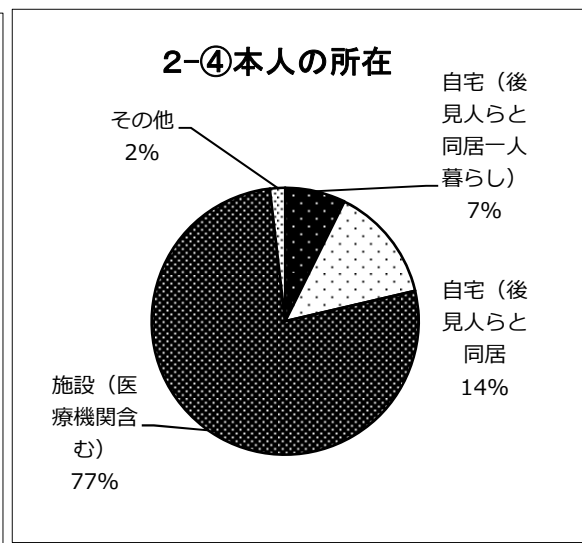
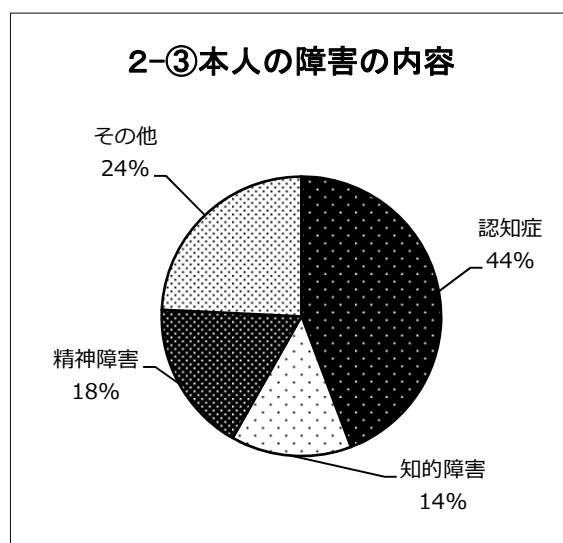
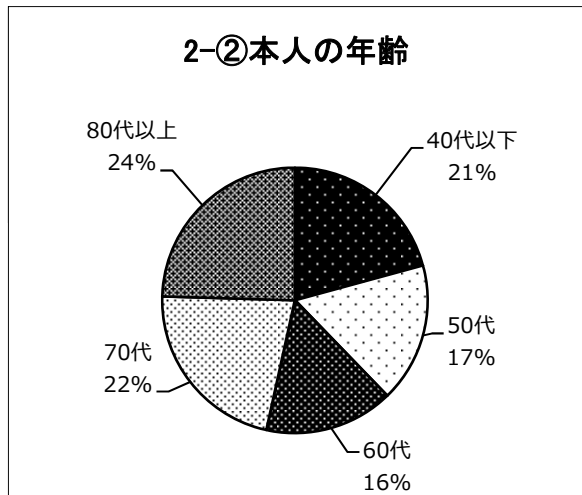
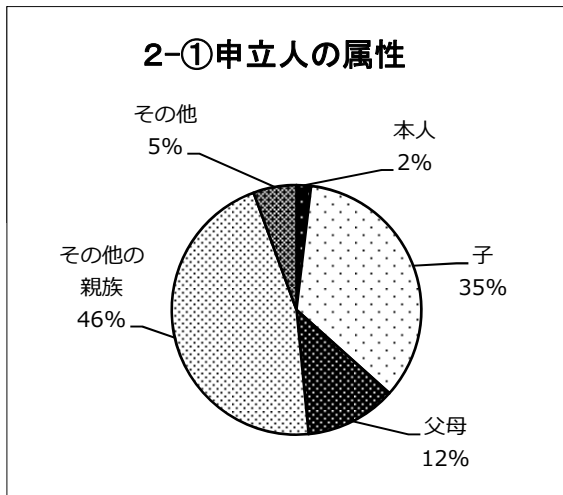
【回答数】

167通 (H23年7月31日までに日弁連に届いたもの)

1 貴職の立場について

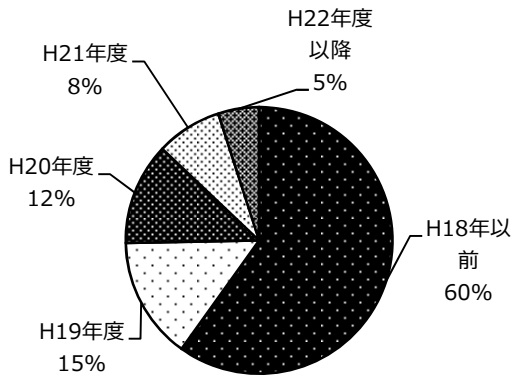


2 後見等開始時の審判の内容について

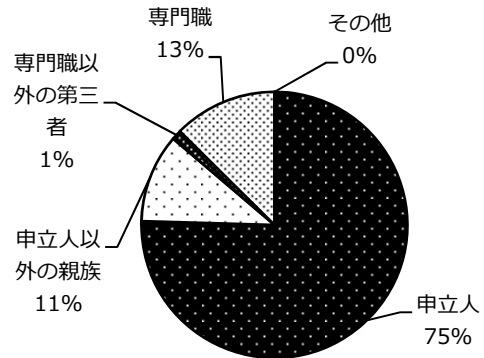


# 後見人等の不祥事案件に関するアンケート集計結果(自由記載欄を除く)

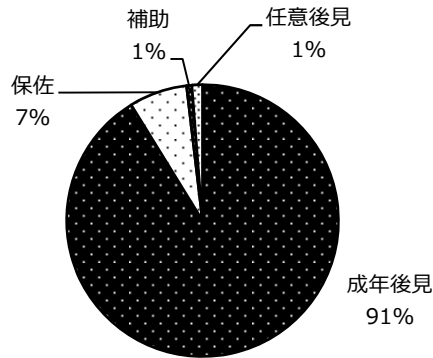
## 2-⑤後見等開始審判の時期



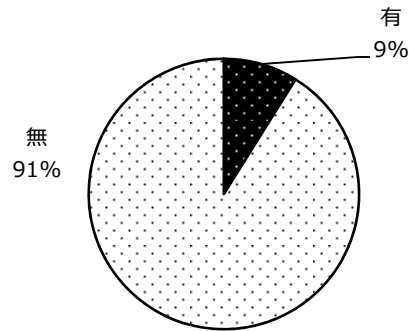
## 2-⑥後見人等就任者



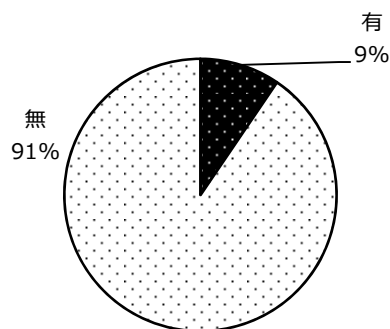
## 2-⑦成年後見・保佐・補助等の別



## 2-⑧複数後見等の有無

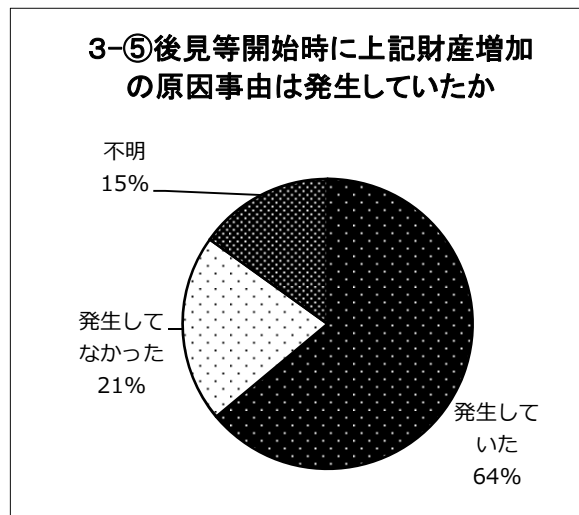
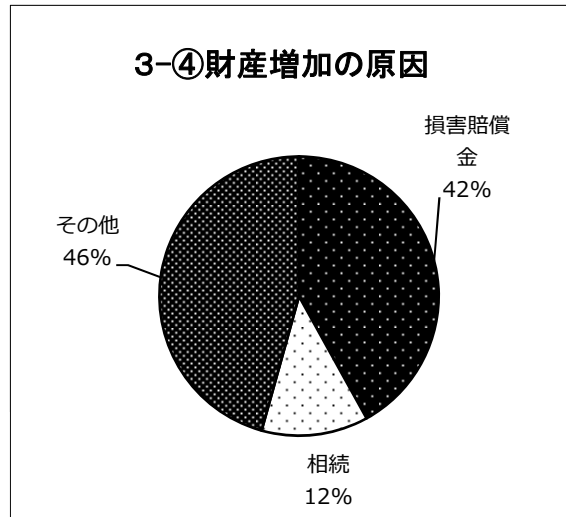
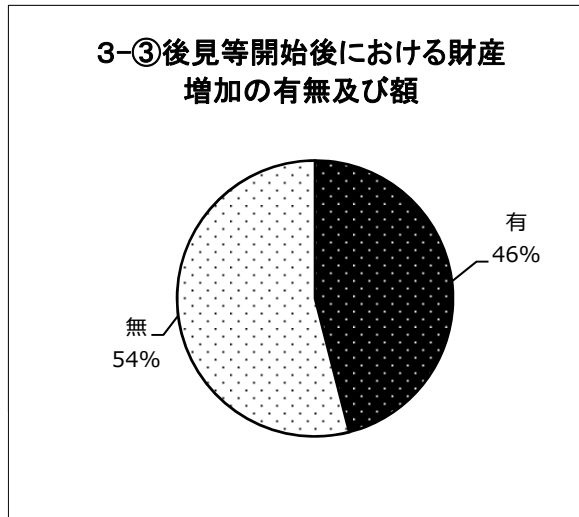
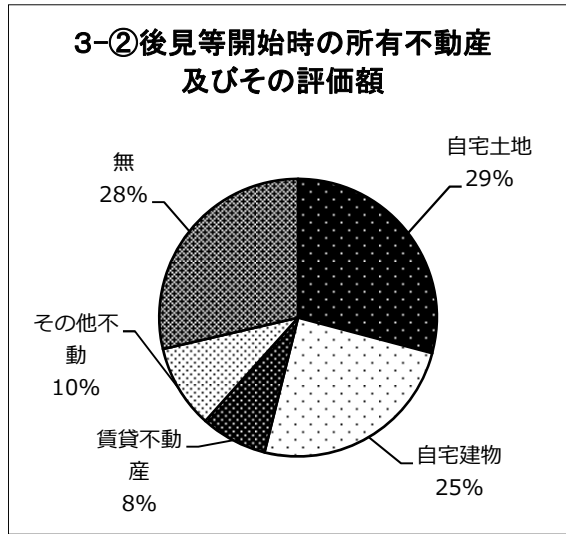
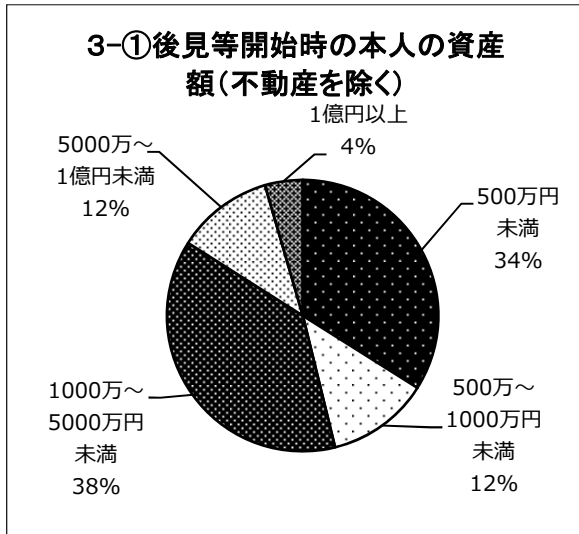


## 2-⑨監督人選任の有無



# 後見人等の不祥事案件に関するアンケート集計結果(自由記載欄を除く)

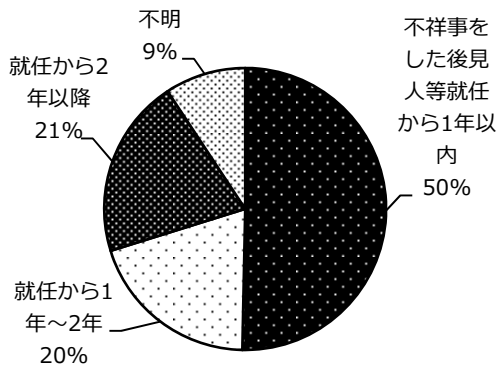
## 3 後見等開始時及びそれ以降の財産の内容について



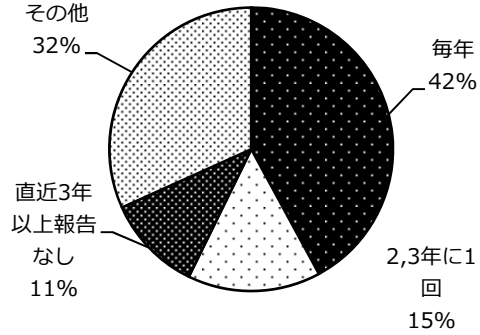
# 後見人等の不祥事案件に関するアンケート集計結果(自由記載欄を除く)

## 4 不祥事の内容及び不祥事発覚後の対応等について

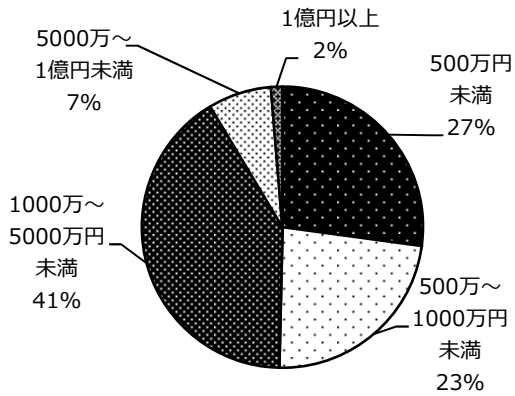
### 4-①不祥事の開始時期



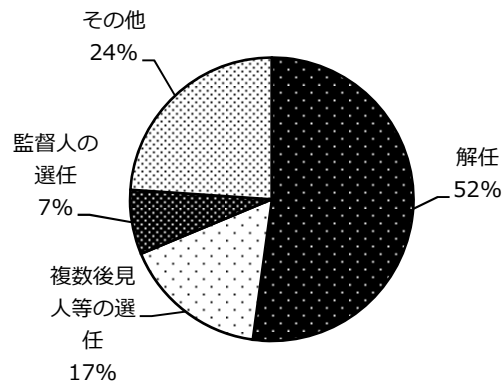
### 4-②不祥事をした後見人等の家庭裁判所へ報告書提出頻度



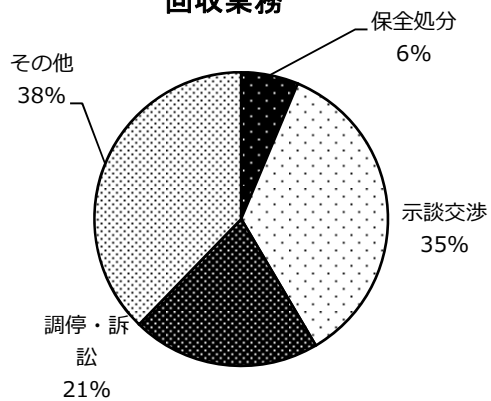
### 4-⑤被害の総額



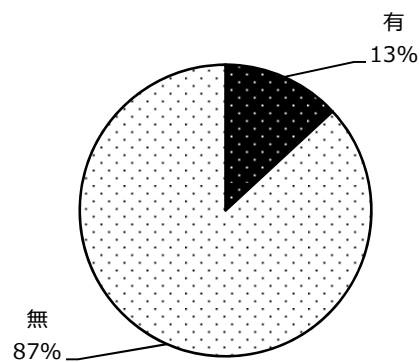
### 4-⑥不祥事発覚後の家庭裁判所の対応



### 4-⑦貴職の就任(関与)後の主な回収業務



### 4-⑨刑事告訴・告発の有無



後見人等の不祥事案件に関するアンケートによる不祥事の原因について

【回答数】

167通(2011年7月31日までに日弁連に届いたもの)

【質問】 4 - : 本件で不祥事が行われた原因はどこにあったと思われますか。

【後見人側の事情】

本人の財産と後見人や親族の財産を区別する意識がない	23
経済的困窮, 借金(事業資金への流用を含む)	23
大金を手にして誘惑が生じた	4
本人の世話をしているので使ってもよいという意識があった	4
後見人の職務や責任についての理解不足	17
後見人としての能力や適性がない	14

【裁判所側の事情】

選任時の調査不足	8
選任時に問題が分かっているながら選任した	8
選任時の説明, 指導不足	8
監督の長期放置, 不十分な監督	21
対応の遅れ, 問題ある報告に対応しなかった	10

【その他】 43件

(注) 1つの回答が複数の項目に該当する場合は, それぞれの項目に分類している。

## 詳細

### 【後見人側の事情】

#### 本人の財産と後見人や親族の財産を区別する意識がない 23件

1	実母が、子の財産と自分の財産との区別がついていない。扶養料支払義務は実父にあるだけなのに、子から返済を受けられるとの法律知識不足（これは、当職からどんなに説明しても理解できない様子であった）。
2	推定相続人の1人が後見人をしていたため公私混同している。
3	前任者後見人が本人と同居し、本人のためと自分のためを混同してしまったのではないかと思われる。（但し、前任者後見人はすべて本人のために使ったと主張。）
4	家族の財布は1つという意識からか、後見人は被後見人の財産を自らが費消することを問題のある行為であるとは全く認識していなかったようである。
5	被後見人の唯一の推定相続人であるため、遺産相続の前倒しのような認識で被後見人の財産を横領していたものと考えられる。
6	後見人（子ども）は、親の財産は自分の財産に等しいという感覚があった。事案により、あながち全面的に否定すべきではないが、後見制度を利用する以上、趣旨・限度を踏まえるべきことを認識すべきであった。
7	後見人は本人の唯一の推定相続人であり、本人の施設の料金が支払えている以上、本人の財産を自由に処分してもよいとの意識があるようです。
8	親という潜在的な相続関係。 いずれ自分の物になるという意識。 後見人という職務の無自覚、日常の多忙。
9	前後見人解任後、当職と社会福祉士が後見人に選任された（本人のほか成人の知的障害のある子と未成年の子の3人家族であったので、当職から複数後見を要望した）。就任後、労災保険金（療養給付以外に約1300万円の給付）と、損害賠償請求訴訟和解金650万円、前後見人の生活保護の受給が判明。 前後見人は本人の前夫であり、知的障害のある長子と未成年の次子の父であったが、後見開始の3年前の交通事故により本人が入院してからは子らの養育にあたっていた。本人が退院後、同居ないし半同居状態で現在に至っている。前後見人は、自営の建設業資金への流用、損害賠償示談の相談をしていた仲介者への謝礼をほのめかすが明確ではない。本人が前後見人



	に依存的であることも合わせ，本人財産と前後見人財産の分別，管理との認識を欠いていたことが原因と思われる。
10	不祥事の原因は，親の財産は子どもが使っても問題がないという意識。
11	前後見人は被後見人の長男であり，被後見人名義の居宅に居住している。親の財産であるから身内であり子である自分の財産であると甘い認識であった可能性はある。
12	もともと親族後見人には高い倫理観がない。子どものお金は自分のお金と同じだと思っている。
13	「家族の借金」(元をたどれば後見人の弟の借金)は家族で返すという認識の人に金の管理を任せたこと。
14	後見人が保管している金が他人の金という認識が薄い。
15	選任時に既に流用が開始されていたが裁判所に発覚せず，本人もいずれ父の相続をするもの(但し弟あり)と思い，今の生活に使いたいという思いがあった。
16	後見人は本人の唯一の推定相続人(娘)でした。親族しかも実子であり，いずれ自分に財産が相続されることなどもあり，自分のお金のように使ってしまった面があるのではないのでしょうか。
17	兄弟だから困った時は助け合うのは当たり前，使用は何が悪いとの意識。
18	夫婦別産制に対する無理解(妻は外国籍)。
19	後見人の財産を本人財産と峻別する意識に欠けたこと。
20	後見人自己財産と本人財産の混同意識。
21	原因の分析は難しいが，感覚的には後見人において「被後見人固有の財産」という意識が乏しいことによるのではないか。
22	父親(被後見人)の財産を家族全員の財産と考えたことによる。
23	裁判所に許可なく，被後見人の財産と後見人の財産を混同して使っていたので，当職が後見人に就任して生活費として一定額を渡すことにした。

### 経済的困窮，借金(事業資金への流用を含む) 23件

1	前々後見人(弟)が自分も被後見人から借金。その兄も借金しているのに請求もしない。
2	8000万円近い大金を，配偶者に何の留保もなく管理させたのが最大の原因であろう。当時配偶者は事業が倒産危機状態であり，誘惑にかられやすい状態にあった。

3	後見人の夫が病気となり後見人世帯の収入が減ったために、被後見人の年金を生活費、入院費用として費消。
4	7年前に前後見人の経営していた呉服店が倒産して、約500万円の負債を抱えたこと。倒産後、無職で収入がないため。
5	前後見人は多重債務者のようだが、アパートを事実上管理し賃料の共有持分の分を渡そうとしない。
6	被後見人の父は、みかん農家であり、年1回しか収入がなく生活が大変厳しかった。そのため、息子の使う見込みのない預貯金に手をつけてしまったのだらうと思われます。
7	後見人の就任後、離婚により生活費が養育費等の負担で増えた。もともと民事再生をしていた人であった(裁判所も了知していた)。母の費用であるものもきちんと整理せず、その分マイナスになった。
8	前後見人は本人の前夫であり、知的障害のある長子と未成年の次子の父であったが、後見開始の3年前の交通事故により本人が入院してからは子らの養育にあっていた。本人が退院後、同居ないし半同居状態で現在に至っている。前後見人は、自営の建設業資金への流用、損害賠償示談の相談をしていた仲介者への謝礼をほのめかすが明確ではない。本人が前後見人に依存的であることも合わせ、本人財産と前後見人財産の分別、管理との認識を欠いていたことが原因と思われる。
9	後見人の生活苦。
10	後見人の夫の会社の経営不振。
11	被後見人名義の財産を、生活力のない後見人の妹や被後見人の妻の生活費に充てたこと。被後見人の財産に頼って生活してきた人達が、後見が開始した後も、そのまま生活スタイルを変えることができなかったから。
12	後見人となった息子が経済的に困窮していたことから、つい自分の生活費の一部に父親の資産を費消してしまったことが原因と考えられる。
13	保佐人が経済的に破綻した事業者であったため。
14	後見人が生活困窮者であった。
15	借金のある一般人に後見を任せしたこと。
16	職業不安定、経済的窮迫な親族を調査不十分なまま後見人に選任したこと。
17	本人の姉(補助人)が生活保護受給でサラ金に借金(50万円)があると知りつつ選任している。(過疎地域で第三者後見の受け皿がなかった。)
18	後見人の資力が十分ではない点も関係があるかもしれません。

19	後見人の会社の事業不振。
20	親族後見。申立人は経済的に困っていた。
21	後見人の財産状況の悪化。
22	元々後見人の生活不安定。
23	審判後の後見人の経済状況悪化。

#### 大金を手にして誘惑が生じた 4件

1	後見人は、毎日の看護のストレスをギャンブルで紛らしているうちに深みにはまったと述べていた。多額の資金を自由にできる立場になったことから、こんなに苦労させられているのだからこれくらいはよいだろうというところから、次第に大きな金額を流用した。常時監督人の目があるということになれば、緊張感から抑止力にはなった可能性はある。
2	普段大金を持ったことがない素人が突然大金を手にとると浪費したくなる。もともと親族後見人には高い倫理観がない。 かつ、裁判所からほとんど監督を受けていなかったので「ばれなければ大丈夫」という甘い気持ちを持った。
3	大金が入ったので浪費する気持ちが湧いた。裁判所など組織が成年後見人による不正支出をきめ細かくチェックすることは事実上かなり難しい。交通費とか被後見人のために必要な物を買うのだと言われると騙されてしまう。
4	後見人の経済的感覚欠如は第一に考えられる。被後見人の財産とはいえ多額の現金が自身の管理下に入ったことによって生来の浪費癖から費消してしまったことがあると考えられる。

#### 本人の世話をしているので使ってもよいという意識があった 4件

1	後見人は、毎日の看護のストレスをギャンブルで紛らしているうちに深みにはまったと述べていた。多額の資金を自由にできる立場になったことから、こんなに苦労させられているのだからこれくらいは良いだろうというところから、次第に大きな金額を流用した。常時監督人の目があるということになれば、緊張感から抑止力にはなった可能性はある。
2	兄弟が後見人となって世話をしていることなので、その分、自分（後見人）の生活関連費に使用してもよいと安易に考える。
3	自分達が使うのは、自分達が被保佐人の世話をしているのだから被保佐人

	のために使用していることになるとの意識。
4	後見事務の対価として使えて当然との意識があったこと。

### 後見人の職務や責任についての理解不足 17件

1	前後見人は成年後見制度を用いることで被後見人の財産を自分が勝手に処分できると思っていた。(認知症になるとその財産が使えないため上記制度を使ったとのことである。)
2	後見人の後見人制度に対する理解が不足した。
3	後見人の認識の甘さ。
4	後見人の職務・義務に対する理解不足と、親子であることによる甘え。
5	後見人就任者の意識の低さ。
6	後見人は一般人で法律知識に乏しく、管理する財産、特に預金を有利に運用しようと考えたことによる。後見人の職務の内容や権限をよく理解していなかった。
7	一般の人には後見事務が難しく感じられるのが原因。後見事務とは何か、また、その方法が分からないから。
8	後見人の権利義務の内容、制度の趣旨を分からない者が後見人に選任されている。おそらく選任にあたり裁判所から何らかの説明はあると思われるが、元々法律知識が皆無である者に対する説明としては相当不十分な説明しか行っていないのだろうと推測する。
9	前任の後見人(兄)に成年後見人としての義務意識が全くなかったこと。
10	後見人の後見義務に対する知識が不十分であった。
11	後見人が実質的に経営する会社は、以前被後見人が任意に関与していた会社であったところから、父親である被後見人の個人財産との峻別が曖昧になってしまったこと、成年後見人の財産管理の目的の意味がよく理解されていなかったことなどが原因と思われる。
12	後見人制度、後見人の役割、責務をきちんと理解していなかった。 社保庁に後見人の選任による名義変更届を出していなかった。
13	後見人の事務について、全く理解できていなかった。 不正を不正と理解する能力自体も欠如していた。
14	後見人としては、被後見人であれば孫のためにこれくらいしてくれるだろうという思い込みで流出させたもの。

15	夫婦別産制に対する無理解（妻は外国籍）。
16	申立人サイドに弁護士がついていれば，申立人も後見制度の意味を理解し得たのではないか。なお，今回の申立人の使い込みについて他の推定相続人から全く異議が出ておらず，むしろ追認する傾向にある。
17	娘が後見人に選任されたため，身内意識が強く，職分としての後見人の客観性を理解していなかった可能性がある。

### 後見人としての能力や適性がない 14件

1	親族後見人の不見識。
2	多額の財産が入ることが分かっていたにもかかわらず，妹を後見人に選任したこと。妹の生活はかなり乱れていた。
3	後見人の認識の甘さ。
4	後見人の財産管理能力のなさ。
5	成年後見人にそもそも後見人を務める能力がなかった（成年後見人の兄弟の意見）。成年後見人の解任の時期が比較的早かったため，被害発生を未然に防ぐことができたように思われる。
6	後見人就任者の意識の低さ。
7	そもそも財産管理能力が乏しい親族を後見人に就任させたこと。
8	不祥事を起こした後見人は倫理観に悖り，後見人に不適任と考える。
9	後見人の資質。
10	財産管理能力に問題があった。
11	後見人自身も高齢であった。
12	後見人の財産管理能力の低さ。
13	夫の倫理観の欠如。
14	後見人は被後見人の唯一の相続人となる予定の者であり他の親族との交流もなく，全く監視されるという状況になかったことも要因として考えられる。

## 【裁判所側の事情】

### 選任時の調査不足 8件

1	休業損害の保険金を就任前に受領しており，これが相当額（数百万円）であるにもかかわらず，申立時の本人の預金残高はゼロに近かった。精査していれば，裁判所が不正の可能性に気付けたはずである。
2	家裁の選任自体。後見人の属性，素行などを慎重に調査すべきであったのではと思われる。
3	後見人選任に当たっては後見人の経済状態のチェックも必要。できれば法律の専門家を選任すべきと考えます。
4	自宅についても賃貸物件についても，成年後見人を債務者とする本人名義の不動産への抵当権設定もあったから，成年後見人が本人と利益相反の関係に立つことは明らかであったと思う。そこを看過して成年後見人選任をした家庭裁判所のミス。結果として成年後見人の債務が減少したが，成年後見人自身の資産がないので，物上保証分について本人が返済を求めることもできなくなった。
5	職業不安定，経済的窮迫な親族を調査不十分なまま後見人に選任したこと。
6	本人の資産，能力を申立時に家裁が把握していない。本人の姉（申立人）が過少申告しており，そのまま親族後見して流れている。
7	高額な賠償金が入る予定でありながら，安易に息子を後見人に選任した。他の家族（夫や娘）から家計状況なども含めて十分な聴き取りをしていない。 H18の選任時に既に本人名義の預金が合計2650万円存在していたのに，一切資産が無いという申述を鵜呑みにしている。
8	申立ての際，申立人が後見人になるのでなければ取り下げるという対応をしたため，申立人を後見人とせざるをえなかったと思われるが，その際将来必ず賠償金が入ってくることが明らかなのに事故内容を聴取していない。 代理人がついていたが，後見人の義務について伝達がなされていなかったのではないかと。

### 選任時に問題が分かっているのに選任 8件

1	申立時において，裁判所の指示にもかかわらず追完書類等提出されず，申立から審判まで1年近くかかっている。さらに遺産分割のための特別代理
---	--

	人選任後の報告もないまま，2年以上が経過している。 申立時に書類の提出がない時点で，申立人を後見人に選任すべきではなかった。
2	審判確定前後で申立人（兄）は遺産分割をほのめかしていたようであり，家裁から何度も警告を受けていたようである。よって，この段階で専門職後見や複数後見等が検討されるべきであった。
3	もともと親族後見人は民事再生をしていた人であった（裁判所も了知していた）。 母の費用であるものもきちんと整理せず，その分マイナスになった。
4	当初より本人の財産を保佐人自身のため利用したいことが明らかなケースでした。保佐人に資力がなく，公団に居住しており，本人の不在となったマンションの居住を希望したため。
5	自宅についても賃貸物件についても，成年後見人を債務者とする本人名義の不動産への抵当権設定もあったから，成年後見人が本人と利益相反の関係に立つことは明らかであったと思う。そこを看過して成年後見人選任をした家庭裁判所のミス。結果として成年後見人の債務が減少したが，成年後見人自身の資産がないので，物上保証分について本人が返済を求めることもできなくなった。
6	本人の姉（補助人）が生活保護受給でサラ金に借金（50万円）があると知りつつ選任している。（過疎地域で第三者後見の受け皿がなかった。）
7	後見開始前にも不祥事を起こした者が被後見人の通帳から700万円を引き出していたにもかかわらず，経費を除いた600万円の返納を指導したことで（実際に返納），その者を後見人に選任している。当初の選任決定にも問題がある。
8	後見人の居住地と本人の入所施設は1000キロ以上離れている。身内とはいえ，距離がありすぎ，財産管理そのものに問題があった。即ち後見人の選任手続は若干の問題があったと思われる。

### 選任時の説明，指導不足 8件

1	選任に関し，違反行為についての教示を行っていない。
2	裁判所による監督不足。（株式運用について，最初の担当書記官からは止めるよう指示されなかったとのこと。）
3	裁判所も，説明を受けた者が説明の内容を理解したか否かではなく，説明

	をしたということだけで自らの職責を果たしたと考えているのではないかと考える。
4	用途不明部分には本人のために使用しているものも若干あったかと思うが、領収書を保管する等の裏付けを持っておくように指導できていれば、もう少し自己の資金との混同のようなことは回避できたかと思う。
5	家裁が財産管理についての十分な説明をしていない。
6	就任時の説明不十分。
7	後見人業務とは何か、何をしてはいけないのかのレクチャーが裁判所からきちんとされていなかったのではないか。
8	就任時に不祥事案件（横領で刑事事件になりうることもある）についても教示して、職分をしっかりと理解させることが必要なのではないか。

### 監督の長期放置，不十分な監督 21件

1	裁判所の監督不十分。
2	裁判所の監督が行き届かなかったこと。
3	選任段階での後見人への監督の甘さ。（財産目録について、初回、後見人より「不明」で報告書が出されたが、その後1年間、財産目録の提出がされていなかった。）
4	裁判所の後見監督が甘すぎる。しっかり報告させていない。
5	本件では前保佐人が就任後間もない時期に一度報告書があげられた後、約1年4ヶ月経過した段階で申立人らが不審を抱いたことを契機にして調査官調査がなされた。その間、前保佐人からの報告書は提出されていなかった。
6	裁判所の監督が甘かったこと。
7	裁判所の監督が十分ではなかったことが損害の拡大を招いた。
8	多額の預貯金があったにもかかわらず、後見人からの裁判所に対する報告書が添付資料等も含めて2年目からかなり不十分なものであった。しかし、裁判所は当初は書面で追完を指示する等にとどまっており、その後の監督も十分に機能していなかったため、数年に渡り不祥事が続けられることになった。
9	後見開始から8年後に当職が後見・監督に選任された。その間は裁判所によって監督がなされていたが、裁判所の事務件数の多さ故か、監督が不十分であったと言わざるを得ない。結果として不適任な後見人が長期にわた



	り後見を行い，不適切な行為を複数行った。
10	事務報告のチェック体制。 再交付の通帳（取引経過が分からない）でよしとしていたこと。
11	前任の成年後見人選任の1年後に保険契約をしたが，家裁への報告に証書（写し）の提出をせず，4年後の辞任まで家裁の調査がなされなかったこと。
12	居住用不動産売却時に参与員（弁護士）から不正の可能性を示唆されているながら，安易に許可を出したこと。
13	監督人（弁護士）の指示に従わない後見人を放置し，監督人が辞任してしまっていることで不正の発覚が遅れた。
14	家庭裁判所の監督が機能していないこと。
15	財産の監督が不十分。
16	後見人に対する監督が不十分。 後見人を支援する仕組みが存在しない。
17	裁判所が後見人をきちんと監督できていないこと。裁判所の書記官が非常に多忙なこともある。裁判所の職員は3年程度で転勤するが，後見人事件は長いものは20年くらい継続しており，裁判所書記官が事件を放置しがちである。
18	選任後の管理預貯金の報告・監督が不十分なこと。
19	報告書が定期的に出されていないのを家裁が放置。
20	裁判所の後見監督が不十分であった。
21	年1回の報告がきちりできていない。

### 対応の遅れ，問題のある報告に対応せず 10件

1	家裁への報告書に後見人自身が自らの判断能力の低下について記載をしている。この時点で適切な処理（複数後見など）をしておくべきだった。
2	解任遅れ。
3	裁判所が指導をしているが，そのペースが遅い。
4	調査官の監督については裁判所の監督が甘すぎる。出費が多いことに気付きながら何度も改善勧告を繰り返しているだけで，その改善を図らせていない。時間が経過してほとんどの財産がなくなっている。
5	多額の預貯金があったにもかかわらず，後見人からの裁判所に対する報告書が添付資料等も含めて2年目からかなり不十分なものであった。しかし，

	裁判所は当初は書面で追完を指示する等にとどまっております、その後の監督も十分に機能していなかったため、数年に渡り不祥事が続けられることになった。
6	後見センターも使途不明金があるも解任しなかったようです。
7	裁判所が速やかに後見人を解任し、専門家後見人をつけるべきであったと思われる。最初に夫が妻の財産は実質的に自らのものであると主張して預金を使い込んだ時点で対応していれば、その後、賃貸不動産を相続人の一人に廉価売買した行為は起こっていない。
8	不動産を活用したのは、身内が保佐人だったからと思う。弁護士を監督人として選任するのが遅かったと思う。但し、弁護士だったら資産を増加させる行為はできなかったと思う。
9	市町村から通報があっても迅速に動かず、解任まで半年かかっている。
10	横領行為から1年以上放置。連絡がとれないことに気付いてからも解任までさらに1年近くかかっている。その間、病院代を滞納するなど損害が拡大した。

### その他 43件

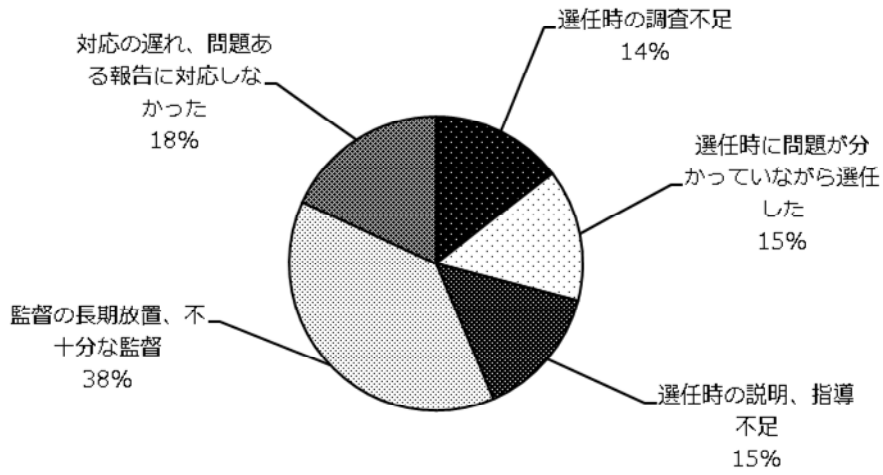
1	最初から弁護士等を成年後見人に選任すべきであった。
2	数が増えると一定数不祥事が発生するのはやむを得ない気がする。 あえて言えば、経済的に困窮していない者、困窮する可能性の低い者を選任することになるが、裁判所がその判断をすることが可能であるとは言えない。 管理人の報酬の水準を上げて不祥事をなくす。
3	親族申立人を選任したこと。
4	成年後見人に申立人を選任した。
5	安易に親族後見人を付けたこと。
6	証券会社による虚偽説明。
7	裁判所の無批判な保佐人選任。
8	兄弟間で後見人をさせたこと。障害のある兄に両親が多くの預金を残しており、自分には余りなかった。その状態で兄の面倒をみることになった弟は、内心腹立たしい思いがあったと想像される。
9	後見人夫婦がもともと本人に経済的に頼らざるを得ない状況にあることは

	あったが、任意後見等の契約の取り決め以上に報酬を取るなど、決定時点から問題あった。それが表面化しただけ。
10	就任後間もない段階で不祥事が生じているので、人選と裁判所からの説明・監督方法に問題があったとみるのが自然だと思慮する。
11	当初から費消目的があったと考えるのが実体に合致している。
12	監督人の不存在。
13	後見人の浪費，騰貴行為（商品相場）。
14	後見人の騰貴行為（商品相場）。
15	財産的基盤が後見人になく，本人死亡後に相続により本人の財産を取得することを強く希望していたこと。
16	前成年後見人は，いところ，叔母への援助，自分の借金の返済と言っているが，裏付けは取れず，原因は不明。
17	後見人が賃貸用アパートを売却する際，不動産コンサルタントが関与しており，何らかの教唆があったものと推測される。
18	後見前から通帳を後見人が管理しており，子らの他の親族は関与できなかったと思われる。
19	裁判所への報告義務を軽視している。
20	事件の特色として，本人が狂暴的であり後見人の家具を壊したことも事実であって，後見人はその修理費を請求する立場にあった。
21	後見人は50代の不動産業者。被後見人（78歳）と一度は婚姻届を出して同居し，すぐに離婚した後に任意後見契約を締結し，受任者として財産管理する中で預金を独占していた。その後，被後見人がアルツハイマーとなったために任意後見監督人選任申立をしたが，その後も預金の独占を続けていた。被後見人が後見人を信用して疑いを持たずに同居しているので，告訴等は無理であった。
22	親族に大きな財産の管理をさせたこと。
23	後見類型で本人申立は無理とみて身近（亡妻の妹）な存在に申立を頼んだこと。申立人が「良い」親族とは限らないということ。
24	成年後見申立代理人の弁護士が，妻や長男に成年後見制度を良く説明していない。成年後見申立代理人がその後交通事故の損害賠償訴訟の原告代理人となり訴訟追行し和解したが，その和解金を本人の口座ではなく長男の口座に送金していること。長男が父親のお金であるのに自己の遊興費として使用したこと。（その結果，当職が選任された際の預金残高はほとんどな

	かった。)
25	現金で流用が容易だったこと。
26	後見人として適任であるか、推薦団体として考える必要があったかかもしれません。
27	後見人に高額な賠償金の管理を一任し、その後のチェックが不足したこと。
28	そもそも論として、損害賠償金を確保した代理人弁護士が後見人名義の口座に送金していたのも疑問が残る。
29	裁判所の許可が必要なのが自宅の売却に限られていること。 本人の生活費のための支出以外はすべて裁判所の許可が必要な制度にすべきである。そして許可を得ずに支出した者については、すべて後見人に返還義務を認める制度にしなければならない。
30	申立時に代理人がもう少し環境調査をすべきであり、裁判所も注意をすべきであったと思う。賠償金が決まるまでの間の休業損害金(月約30万円)もすぐ使っていることなど徴候はあった。
31	後見人の権利濫用です。居住用不動産以外のものにつき裁判所の許可なく売り払い、その代金をほしいまま使ってしまったわけです。
32	後見人の元夫が度重なる金銭請求をしてきたところ、同人を畏怖していた後見人がこれに抗えずに本人の財産を交付したこと。
33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配欲、自己顕示欲。</li> <li>・ ガイドヘルパー 給付金や育成会の入院保険の付添金による小遣い稼ぎ。</li> <li>・ 本人宅で食事をする等した、ただ乗り。</li> </ul>
34	監督人が選任されていなかったこと。 裁判官の中にも、被後見人による相続について後見人にある程度の裁量があるとの考えの者がいるのも問題と思う。
35	後見監督人がついておらず、年1回の報告では抑制力が及ばなかったからではないかと考える。
36	本件では、後見監督人就任後も財産等の報告がなく、1度は返金があった預金も再び使い込まれるという状況となり、当職が成年後見人に選任された。当職選任後、面談したところ、使い込みというよりは、本人のお金の管理をしやすくするために自分の通帳等に移したという印象を受けた。面談の結果、400万円についてはすぐに返金するというので、すぐ返金してくれた。面談できるまではなかなか連絡がつかず苦労したが、前後見人は忙しいため、後見業務にまでは手が回らないという印象であった。

37	申立代理人弁護士は、財産目録や通帳等の資料もつけずに申立てしており、調査の際に財産が少額との説明をしたため、裁判所は本人に多額の財産があることを把握できず、知人を後見人に選任した。
38	後見人の性格。家裁も熱心に指導されており、どうすることもできなかったと思います。
39	保険金が入金された時点で一部を普通預金、大部分を定期預金にするなどの措置が望ましかった。
40	後見人の業務怠慢
41	近くに身寄りがなかったこと、キャッシュカードを預かっており引出が用意であったこと、身体看護などの費用を引き出す必要もあったことなど。
42	後見人が唯一の推定相続人であること、親族等で後見人をチェックする体制が確立されなかったこと。
43	申立人が私的に利用できる環境であったこと。

### 【裁判所側の事情】



### 【後見人側の事情】

